国立大学法人東京医科歯科大学管理・運営推進協議会規則

（平成２１年５月１８日
規　則　第　３　１　号）

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成１６年規程第１号）第１４条第２項の規定に基づき、管理・運営推進協議会（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

⑴　学長が指名する理事又は副学長　１名

⑵　総務部長、財務部長、施設部長、病院事務部長、統合教育機構事務部長、統合研究機構事務部長、統合国際機構事務部長、統合情報機構事務部長及び施設部次長

⑶　その他第１号の委員が指名した者

２　前項第２号に掲げる委員が、やむを得ない事情により会議を欠席する場合は、前項第２号に掲げる委員が指名する管理又は監督の地位にある職を占める職員を委員として出席させることができる。

（委員の任期）

第３条　前条第１項第３号以外の委員の任期は、当該委員がその職を占める期間とする。

２　前条第１項第３号の委員の任期の末日は、当該委員を指名する第２条第１項第１号の委員の在職期間の末日以内とする。

（審議事項）

第４条　本学の教育、研究、医療、グローバル化、情報化及び大学力向上を審議する諸会議と連携し、総務、財務及び施設（建築委員会所掌を除く。）に関する事項並びに学長から指示のあった事項を審議する。

（議長）

第５条　会議に、議長を置き、第２条第１項第１号の委員をもって充てる。

２　議長は、会議を招集し、これを主宰する。

３　議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

（議事）

第６条　会議は、委員の３分の２以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

２　議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第７条　会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）
第８条　会議の庶務は、関係部局の協力を得て、総務部総務秘書課において処理する。

（雑則）
第９条　この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則
この規則は、平成２１年６月１日から施行する。
附　則（平成２３年４月１５日規則第５３号）
この規則は、平成２３年４月１５日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。
附　則（平成２３年９月３０日規則第８８号）
この規則は、平成２３年９月３０日から施行し、平成２３年８月１日から適用する。
附則（平成２４年３月１２日規則第３４号）
この規則は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則（平成２４年１１月６日規則第９８号）
この規則は、平成２４年１１月６日から施行し、平成２４年８月１日から適用する。
附　則（平成２５年３月２９日規則第４２号）
この規則は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則（平成２６年５月２１日規則第３９号）
（適用日）
１　この規則は、平成２６年５月２１日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。ただし、第２条第１項第２号並びに同条第２項第４号中「医学部事務部長」に関する部分及び第２条第１項第２号並びに同条第２項第５号中「医学部附属病院事務部長」に関する部分は、平成２６年５月１日から適用する。
（経過措置）
２　平成２６年４月１日から平成２６年４月３０日までの間、第２条第２項第１号中「総務秘書課長」とあるのは、「総務企画課長」と、第８条中「学長企画室」とあるのは、「総務部総務企画課」と読み替えるものとする。
附　則（平成２６年８月１日規則第６３号）
この規則は、平成２６年８月１日から施行し、平成２６年７月１日から適用する。
附　則（平成２７年３月３１日規則第８７号）
この規則は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則（平成２７年１２月１７日規則第２１５号）
この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則（平成２８年７月１日規則第１１１号）
この規則は、平成２８年７月１日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。
附　則（平成２９年６月１日規則第７５号）
この規則は、平成２９年６月１日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。
附　則（平成３０年５月３０日規則第４５号）
この規則は、平成３０年５月３０日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。
附　則（平成３０年９月２８日規則第８９号）
この規則は、平成３０年９月２８日から施行し、平成３０年８月１日から適用する。ただし、第２条及び第４条の規定については、平成３０年６月１日から適用する。
附　則（令和２年５月１日規則第４９号）

この規則は、令和２年５月１日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年４月３０日規則第６１号）

この規則は、令和３年４月３０日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則（令和３年７月２６日規則第７６号）

この規則は、令和３年７月２６日から施行し、令和３年７月１日から適用する。

附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１０日規則第６３号）

この規則は、令和５年４月１０日から施行し、令和５年４月１日から適用する。